

高知県公立大学法人中期目標の一部変更について

1 変更の目的

平成27年4月1日の高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に伴い、存続法人である高知県公立大学法人の中期目標の一部を変更する。

2 変更の主な内容（新旧対照表ページ数）

- ①高知工科大学に関する教育・研究・社会貢献を追加（P9-11）
- ②地方創生や高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、両大学に次の内容を記載
 - ・県内就職の支援：県内企業との連携を強化する（P6, P10）
 - ・県内学生の受入れ：県内高校生の入学を支援する取り組みを行う（P7, P10）
 - ・産学官民連携：産学官民連携センターとの連携を行う（P8, P11）
- ③法人統合により、効率的かつ合理的な事務処理を行うことを記載（P12）

3 その他

現行の中期目標期間 平成23年度～平成28年度

<地方独立行政法人法抜粋>

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

-目次-

前書き

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
- 2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標

I 高知県立大学及び高知短期大学

- 1 教育の質の向上に関する目標
- 2 研究の質の向上に関する目標
- 3 社会貢献の質の向上に関する目標

II 高知工科大学

- 1 教育の質の向上に関する目標
- 2 研究の質の向上に関する目標
- 3 社会貢献の質の向上に関する目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 運営体制の改善に関する目標
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標
- 3 人事の適正化に関する目標
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標
- 2 経費の効率的な執行に関する目標
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての
自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標
- 2 情報公開等に関する目標

第6 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標
- 2 安全管理に関する目標
- 3 人権尊重及び法令遵守に関する目標
- 4 環境保全等に関する目標
- 5 法人の在り方に関する目標